

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年3月4日

1 契約の名称及び数量

奈良公園事務所トイレ他清掃等業務委託

※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

(2) 過去5年間（平成29年2月1日～令和4年1月31日に履行完了していること）に同種の業務に係る受注実績（元請けに限る）を有していること。なお、同種の業務とは、名勝指定地内の施設における清掃業務をいう。

(3) 奈良県内に主たる事務所及び活動の拠点を置く団体であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

キ 本契約に係る下請契約等にあたって、アからオのいずれかに該当する者をその相

手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して請負契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わない。
(注)契約締結後、契約の相手方が(4)アからキのいずれかに該当すると認められるとき、または、下記の場合には契約を解除することがある。なお、この場合、契約の相手方には損害賠償義務が生じる。

- ・ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3 契約の相手方の決定方法

「随意契約の締結に関する取扱基準について」（平成27年3月24日付会局総第124号会計局長通知）の地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当事例（ソ）に準じた手続きにより、企画力や具体的な事業実施に関する実行力等を「提案」を通して評価し、契約の相手方を決定します。

※ 詳細は別添募集要領のとおり

4 提案書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 奈良県 県土マネジメント部 地域デザイン推進局
奈良公園事務所 管理課庶務管理係

(2) 提出期限 令和4年3月14日（月）

(3) その他

① 提案書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類ほか、募集要領にて示す書類を添付してください。

② 次の場合には当該提案書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記2に該当しない者が提出した提案書

イ 記名押印を欠く提案書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない提案書

5 契約事務を担当する所属

〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町543

奈良県 県土マネジメント部 地域デザイン推進局

奈良公園事務所 管理課庶務管理係

TEL：0742-22-0375 FAX：0742-24-1706

6 その他

(1)申請において使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。

(2)この業務に係る予算を議決されなかった場合は、この業務手続について停止等の措置を行う場合がある。

(3)詳細は、募集要領及び仕様書による。

(4)問い合わせは、上記5まで。

**令和4年度
奈良公園事務所トイレ他清掃等業務委託
仕様書**

奈良県奈良市芝辻町543
奈良公園事務所

令和4年度奈良公園事務所トイレ他清掃等業務委託 一 般 仕 様 書

1. 委 託 名 令和4年度奈良公園事務所トイレ他清掃等業務委託 一式
2. 委 託 場 所 奈良市芝辻町地内 奈良公園事務所トイレ 他
3. 委託業務の履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4. 一括再委託の禁止
 - ①受託者は、業務の全部を一括して、又は発注者が指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - ②受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者より文書による承認を得なければならない。
 - ③発注者は、受託者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
5. 契約保証金 契約の相手は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は免除する。
6. 委 託 料 毎月払い
7. 一 般 事 項
 - ① 委託業務の区分は、以下のとおりとする。
清掃業務
 - ② 受託者は、仕様書に明示されていない関係作業で軽微なものについて委託者が必要とするときは、その指示に従うものとする。
 - ③ 受託者は、業務の指導監督を行う現場責任者を選任し、発注者に届け出るものとする。
 - ④ 受託者が業務を実施するにあたり使用する電気、水道、ガスの使用料は、委託者の負担とする。
なお、前記の電気等の使用にあたっては極力節減し効率的に使用しなければならない。

清掃業務共通仕様書

- 1 清掃業務の目的
汚れを除去することおよび汚れを予防することにより、施設を良好に維持し、快適な環境を保つことを目的とする。
- 2 業務に関する一般的事項
 - (1) 清掃業務の範囲
 - ア 家具、什器等（椅子等軽微なものを除く）の移動は、特記がない限り別途とする。
 - イ 次に掲げる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。
 - (ア) ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分
 - (イ) 電気が通電されている部分または運転中の機器が近くにあるなど、清掃が極めて危険な部分
 - (2) 臨時の措置
臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨を県監督職員に報告し、指示を受ける。
 - (3) 資機材等の保管
資機材および衛生消耗品は、県監督職員より指示された場所に、整理し保管する。
 - (4) 清掃用資機材に関する注意事項
使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、また清掃場所に応じたものを使用する。
 - (5) 受託者の負担の範囲
清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。また、衛生消耗品は、契約図書に別に記載がある場合以外は、県の負担とする。
- 3 用語
 - (1) 日常清掃
日常清掃とは、日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。
 - (2) 特別清掃
特別清掃とは、感染症の蔓延が懸念される状況等において、トイレの扉やレバー等の人の手が触れる部分に行う除菌作業等のことをいう。
 - (3) 資機材
資機材とは、次のような資材および機材をいう。
 - ア 資材 洗浄用洗剤、剥離洗剤、パッド、タオル等
 - イ 機材 自在箒、床磨き機等
 - (4) 衛生消耗品
衛生消耗品とは、トイレットペーパー、水石鹼等をいう。
 - (5) 床仕上げ
材質の違いにより床仕上げを次のように分類する。
 - ア 弾性床 ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル等
 - イ 硬質床 陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等
 - ウ 繊維床 カーペット、じゅうたん等
 - エ 木質床 フローリング、体育館床等
- 4 清掃内容
「一般仕様書」「清掃作業実施基準仕様書」「場所別清掃内容および清掃回数・面積」のとおり。
- 5 位置図
別紙のとおり。

奈良公園事務所トイレ他清掃等作業 実施基準仕様書

この仕様書は、作業の実施基準の概要を示すもので、現場の状況に応じ本書に記載されていないものでも奈良公園事務所（以下「発注者」という。）が管理上必要と認めた作業は委託金額の範囲内で、発注者と受託者（以下「受注者」という。）が協議のうえ実施するものとする。

受注者は、発注者が定めた仕様書に基づき良心的に作業の推進を図るものとする。

1. 清掃作業員

- (1) 清掃作業員の服装は、発注者と協議のうえ、制服と名札を受注者の経費負担において作成し、全清掃作業員に着用させるものとする。
- (2) 清掃作業員名簿を提出すること。

2. 清掃作業期間

日常清掃作業は、別に定める日時に行うものとする。
特別清掃作業は、感染症の蔓延が懸念される状況等に行うものとする。

3. 使用資機材

- (1) 清掃作業に使用する資材は、文書で発注者に報告すること。
- (2) 清掃作業に使用する一切の機材は、受注者の負担とする。
- (3) トイレレットペーパー、手洗い石けん液及び除菌液は、受注者の負担とする。（手洗い石けん液については殺菌効果をもつものを使用すること）
- (4) 受注者は、本契約による清掃作業委託に直接使用する資機材等以外の物品をトイレ内へ搬入をしてはならない。

4. 清掃作業の報告

日常清掃作業については、作業日報により毎日発注者に報告すること。

5. 全般注意事項

- (1) 清掃作業の実施中に破損箇所を発見した場合は、ただちに報告すること。
- (2) 清掃作業の実施に当たっては、発注者の業務及び利用者への支障のないよう十分注意し、作業場での衛生及び火気取り締りを厳重に行うこと。
- (3) 精密機械等を据え付けているところもあるので、衝撃、塵埃、火気及び湿気等が生じないよう、次の項目のとおり注意して実施すること。
ア. 塵埃を飛散させないこと。
イ. ガソリン、ベンジン等引火性の薬品は、絶対使用しないこと。
ウ. 水の使用に当たっては、飛散させないように注意し、こぼした場合は速やかに拭きとること。
- (4) 清掃作業中清掃機材等を、什器及び工作物にあてないように注意すること。
- (5) その他細部については、発注者の指示を受け作業を実施すること。

6. 日常清掃

- (1) 清掃については、常に衛生的環境を維持するよう努力するとともに公園利用者、観光客等に不快感を与えないこと。
- (2) 床掃きについては、自在ホーキ等を用い掃き残しのないようにし、ちりとりを確実に掃きとること。
- (3) 床拭きについては、固く絞ったモップ又は雑巾類で拭き残しのないようにすること。
- (4) 便所の洗面台・鏡、便器、扉・壁の清拭については、固く絞った雑巾、ウエス等で拭き残しのないようにすること。
- (5) 便所の汚物入れの清掃は、汚物を所定の場所に処理し、容器は適宜洗浄し、清潔に保つこと。
- (6) 塵芥用消耗品はすべて、受注者の負担とする。
- (7) 清掃時にトイレレットペーパーの点検を行い、常に不足のないように補給すること。
- (8) 便器用消臭剤を常時配置し、臭い及び尿石排除に努めること。
- (9) トイレ設備等の破損を発見したときは、速やかに発注者に報告するものとする。

- (10) 作業に使用する水道水は、極力節水に努めること。
- (11) 落書等を発見したときは、速やかに適切な方法でこれを消すこと。
- (12) トイレ内及び園路・園地のゴミは、可燃ごみと缶・ビン・ペットボトルに分別し、ペットボトル類に残っている飲み物は洗い流してから、指定個所に運搬処理すること。
- (13) 清掃作業は、公園内の樹木や工作物を傷めないよう注意して行うこと。
- (14) 奈良公園の特色である、国の天然記念物「奈良のシカ」を保護するために、特にビニール等については放置しないで注意して収集すること。

7. 特別清掃

感染症の蔓延が懸念される状況等において、トイレの扉やレバー等の人の手が触れる部分の除菌を行うこと。

8. その他

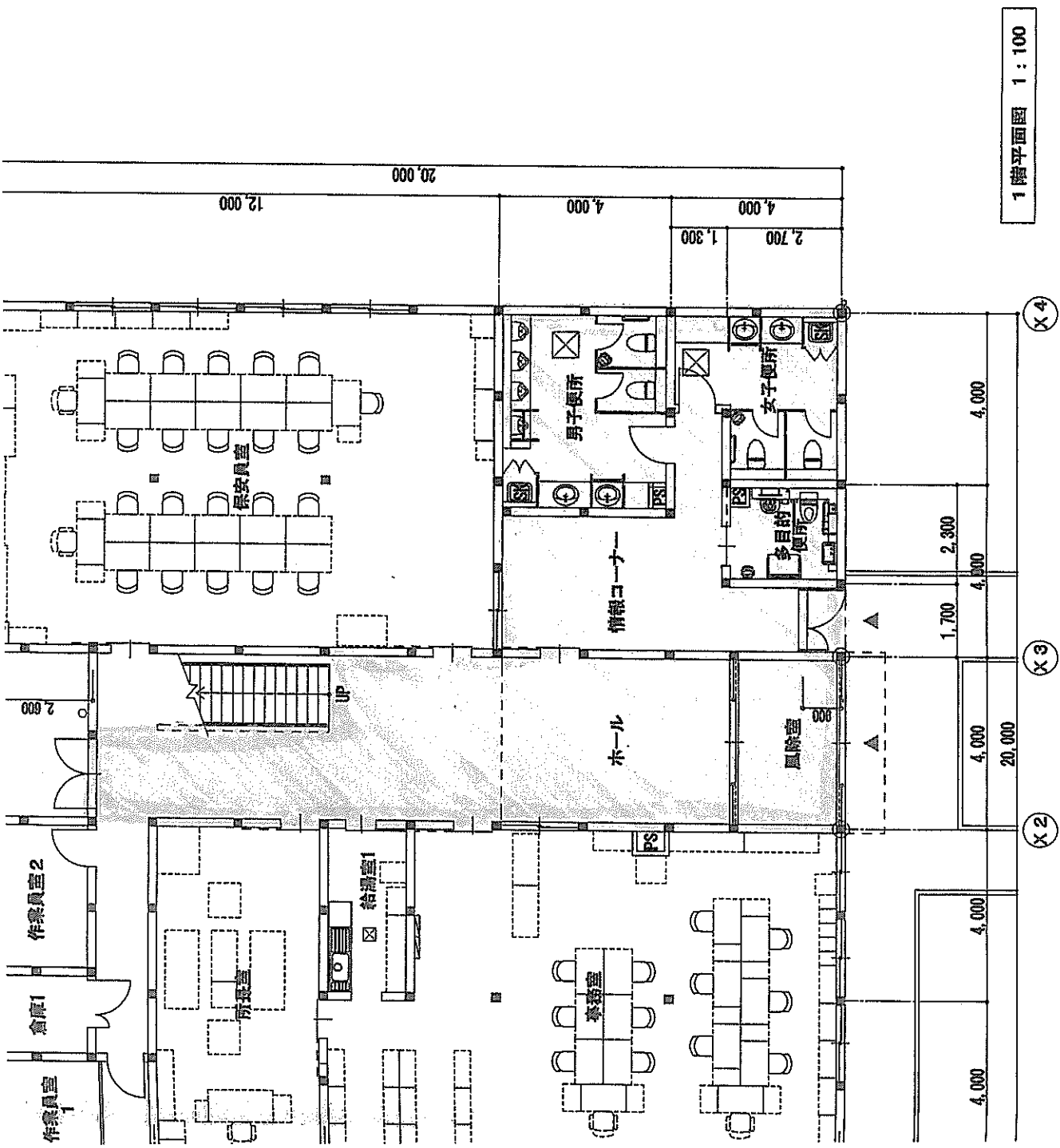
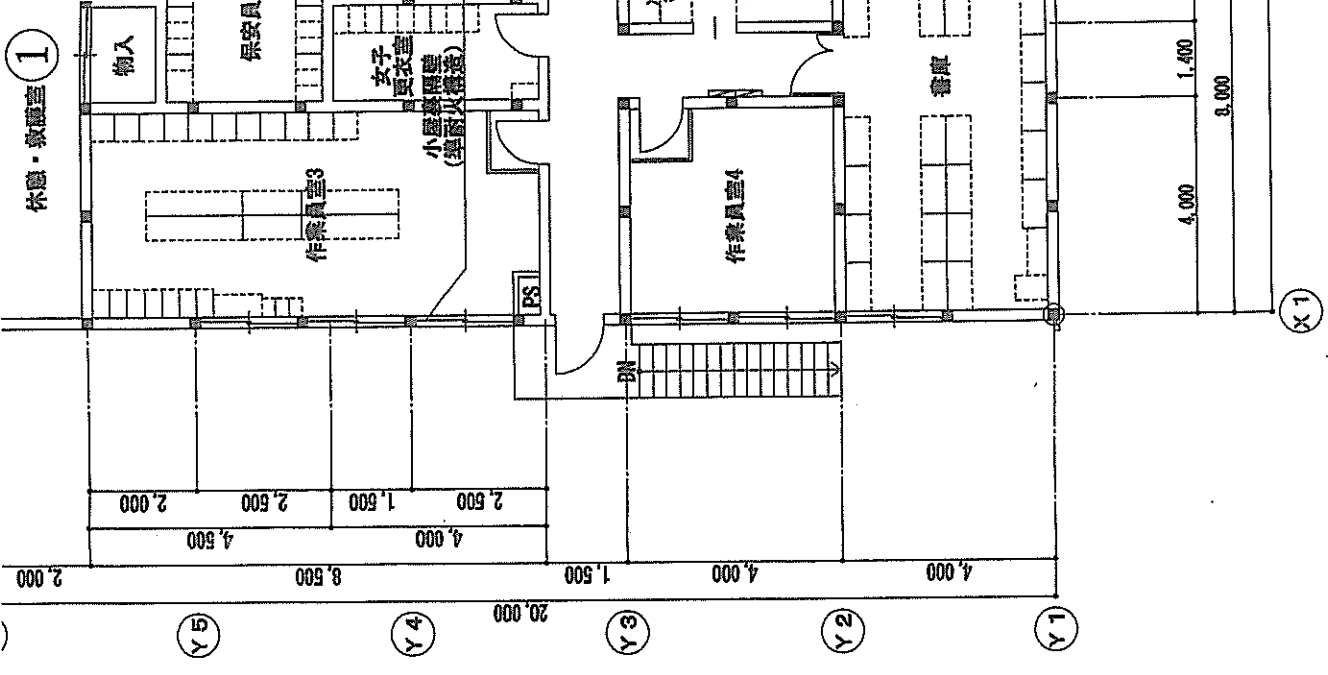
- (1) 園路・園地内は徒歩で清掃すること。移動の交通器具の使用は発注者と相談の上許可したものを使用すること。
- (2) 受注者は、清掃作業員について、労働基準法等関係法令に従い、適切に労働時間の管理を行うこと。

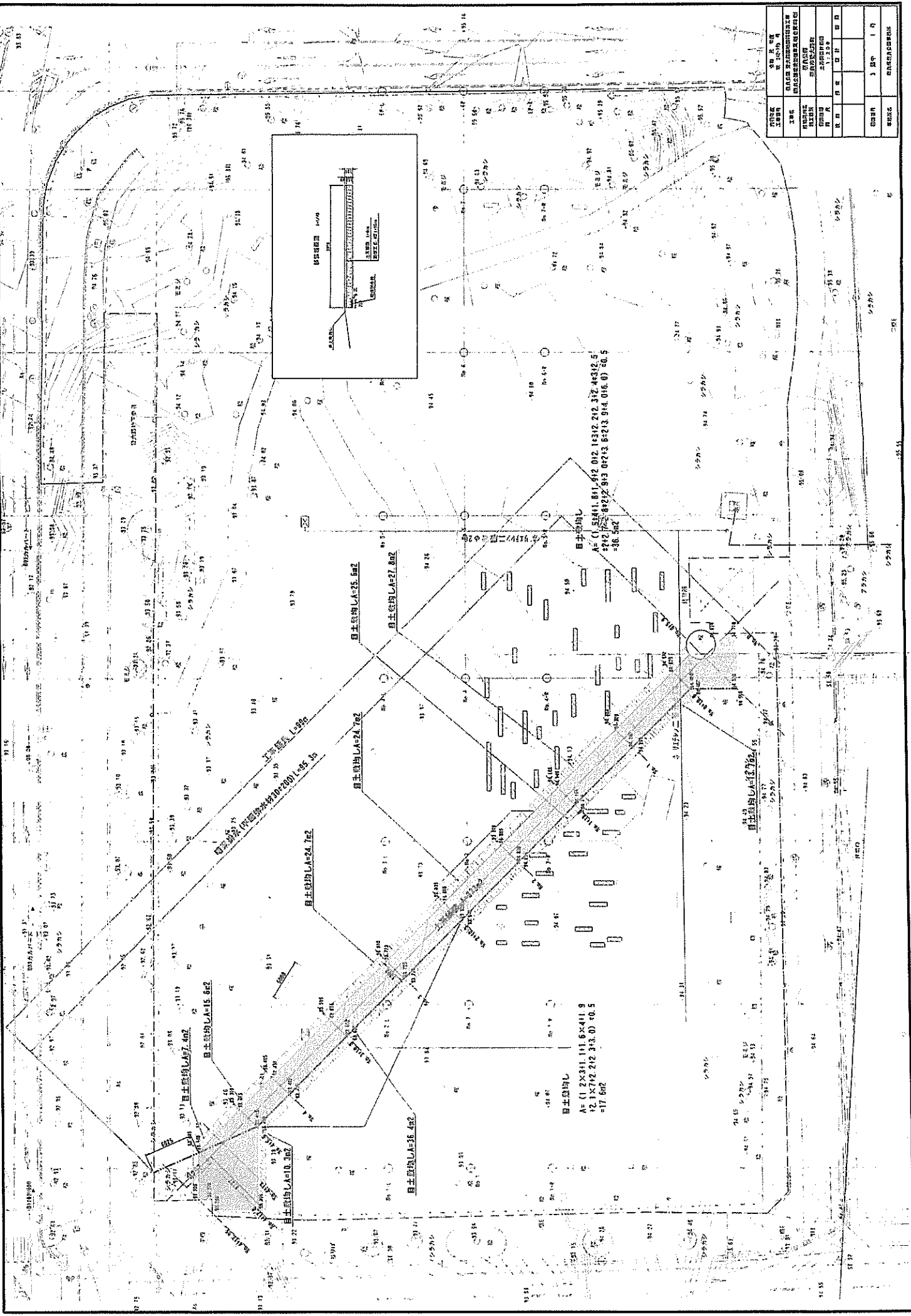
日常清掃 場所別清掃内容および清掃回数・面積

清掃場所	作業箇所	清掃方法	清掃回数	数量
奈良公園事務所 トイレ・廊下	床	1. 除塵および全面水拭き	1回/日 (廊下は平日のみ)	面積約122㎡
	床以外	1. 清拭	1回/日	
①		洗面台・鏡	1. 清拭	1回/日
		便器	1. 清拭	1回/日
		扉・壁	1. 清拭	1回/日
		排水管	1. つまり除去	随時
		汚物入れ	1. 汚物処理	1回/日
② 登大路園地	コンクリート・アスファルト等	1. 鹿のフンの除去	1回/日	延長99m 面積約333㎡
③ 猿沢池	ウッドデッキ	土系舗装通路	1. 除塵および落葉清掃	面積約1000㎡
		ウッドデッキ	2. 椅子・テーブル・パラソル設置、収納	
		ウッドデッキ周辺芝地	1. 除塵および落葉清掃	
④ 若草山麓	通路・階段	1. 鹿のフンの除去	1回/日 (4/1~12/11、3/18~31 (若草山開山時期))	延長約505m 面積約1262.5㎡
⑤ 奈良公園 バスターミナル	東側	1. 草引き	2回/月 (6~9月)	延長約100m 面積約300㎡
⑥ 奈良公園内 (平坦 部分) 園地・園路	園地・園路	1. ゴミ拾い	1回/日	

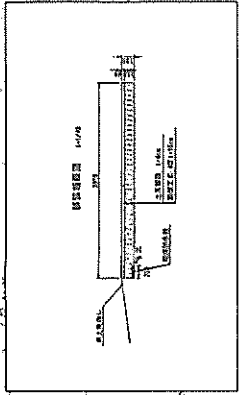
特別清掃 場所別清掃内容および清掃回数

感染症の蔓延が懸念される状況等において、トイレの清掃の際にドアノブ等手が触れる部分について、除菌を行う。





図面名称	3 33 1 1 1
縮尺	縮尺
作成者	作成者
承認者	承認者
作成日	作成日
図面番号	図面番号
備考	備考



目土盛出し
 $A = (1.5841, 811.412, 212.312, 4432.5)$
 $222.722, 8722.913, 05213, 65213, 914, 016, 0) \cdot 50.5$
 $= 336.462$

目土盛出し
 $A = (1.2 \times 311, 111.6 \times 411.9)$
 $12.1 \times 72, 212.3 \times 3.0) \cdot 0.5$
 $= 17.602$

目土盛出し
 $A = (1.2 \times 311, 111.6 \times 411.9)$
 $12.1 \times 72, 212.3 \times 3.0) \cdot 0.5$
 $= 17.602$

目土盛出し
 $A = (1.2 \times 311, 111.6 \times 411.9)$
 $12.1 \times 72, 212.3 \times 3.0) \cdot 0.5$
 $= 17.602$

目土盛出し
 $A = (1.2 \times 311, 111.6 \times 411.9)$
 $12.1 \times 72, 212.3 \times 3.0) \cdot 0.5$
 $= 17.602$

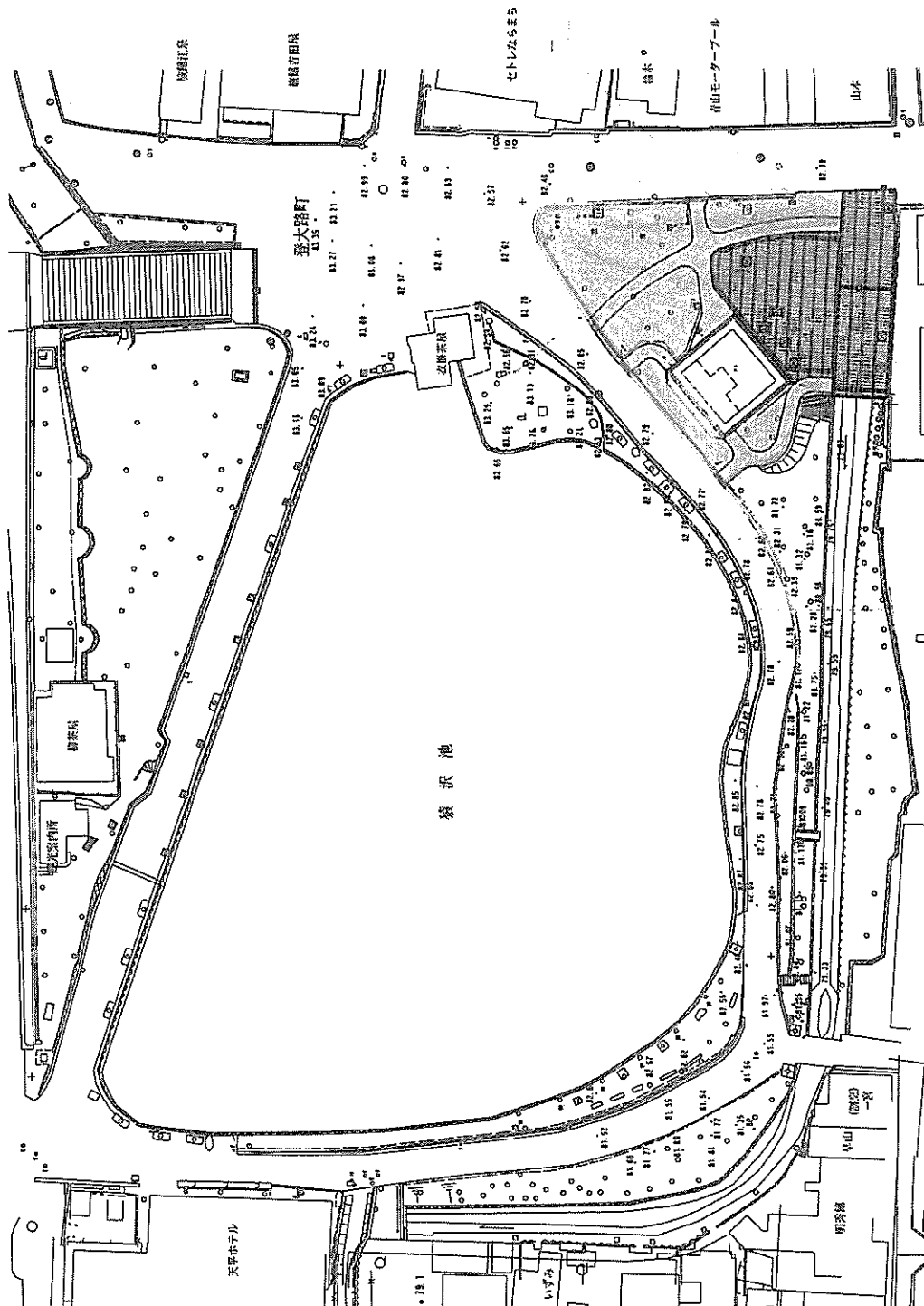
目土盛出し
 $A = (1.2 \times 311, 111.6 \times 411.9)$
 $12.1 \times 72, 212.3 \times 3.0) \cdot 0.5$
 $= 17.602$

目土盛出し
 $A = (1.2 \times 311, 111.6 \times 411.9)$
 $12.1 \times 72, 212.3 \times 3.0) \cdot 0.5$
 $= 17.602$

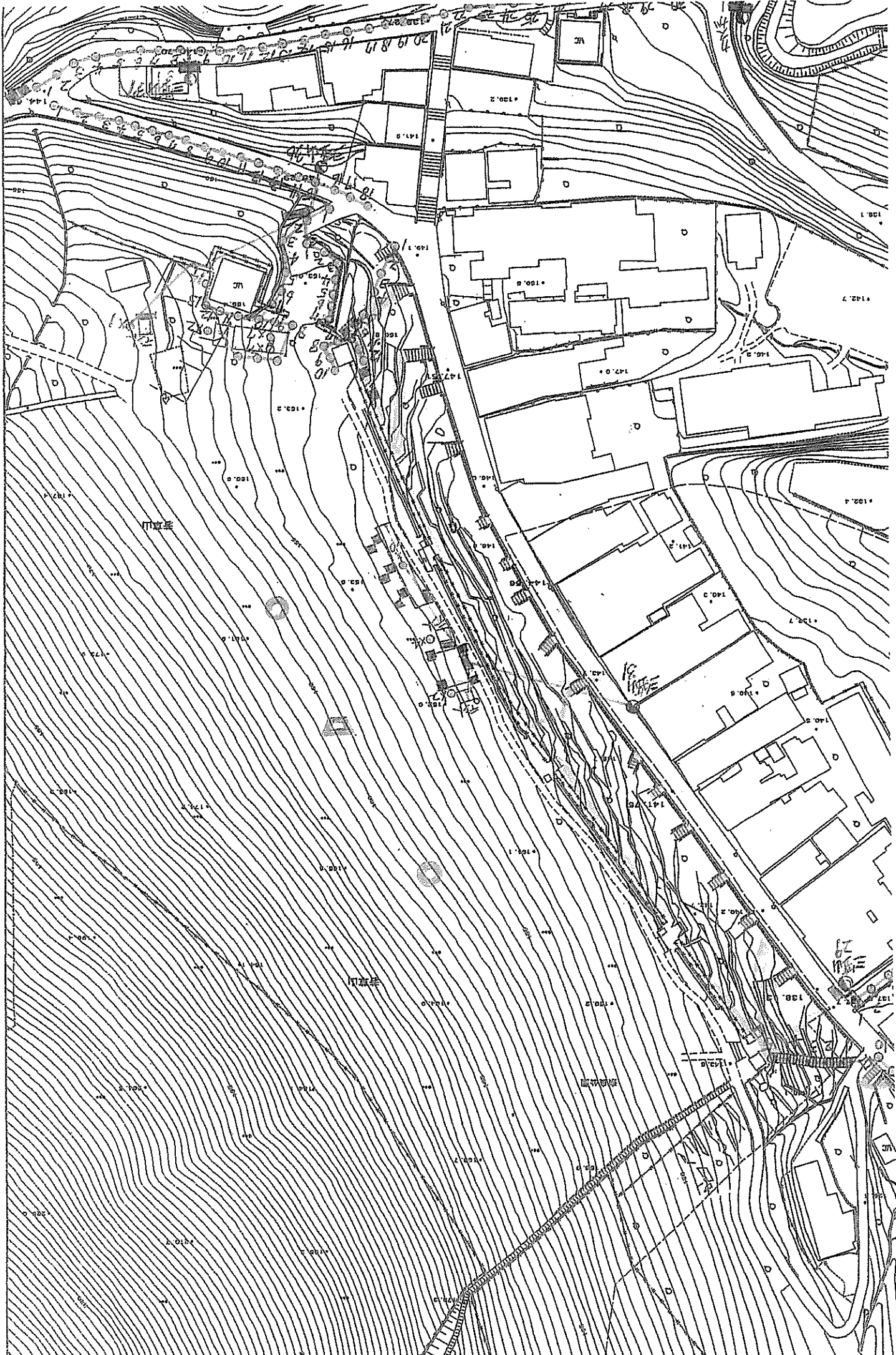
目土盛出し
 $A = (1.2 \times 311, 111.6 \times 411.9)$
 $12.1 \times 72, 212.3 \times 3.0) \cdot 0.5$
 $= 17.602$

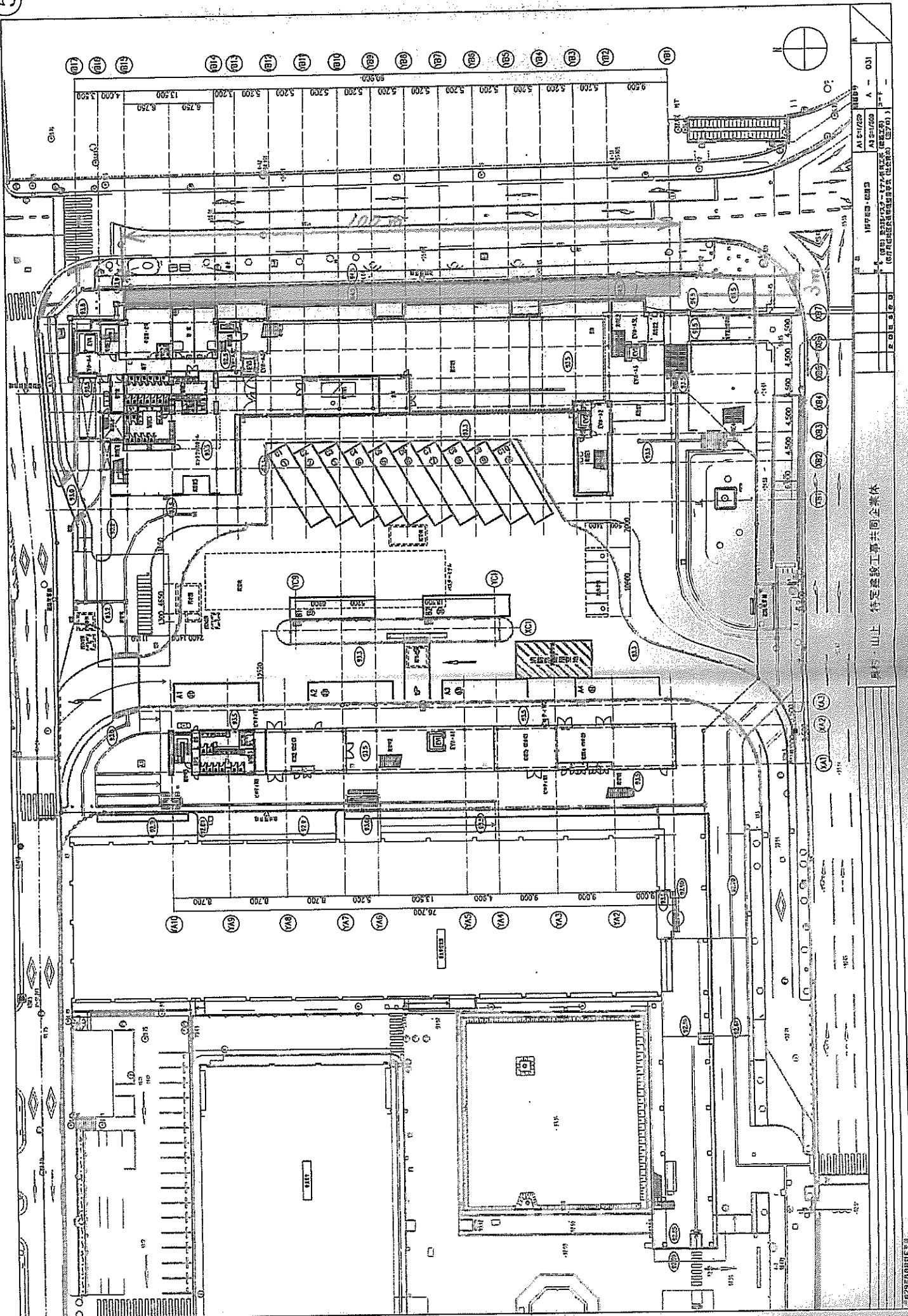


平面図



名称	赤松公園 (御旗山跡・若山田跡等) 公園施設整備計画 (赤松公園園地改定案)		
敷地	赤松市御旗町他		
図面	平面図 (猿沢池園地)		
図面No	00	縮尺	1:500
作成日	平成31年3月7日		

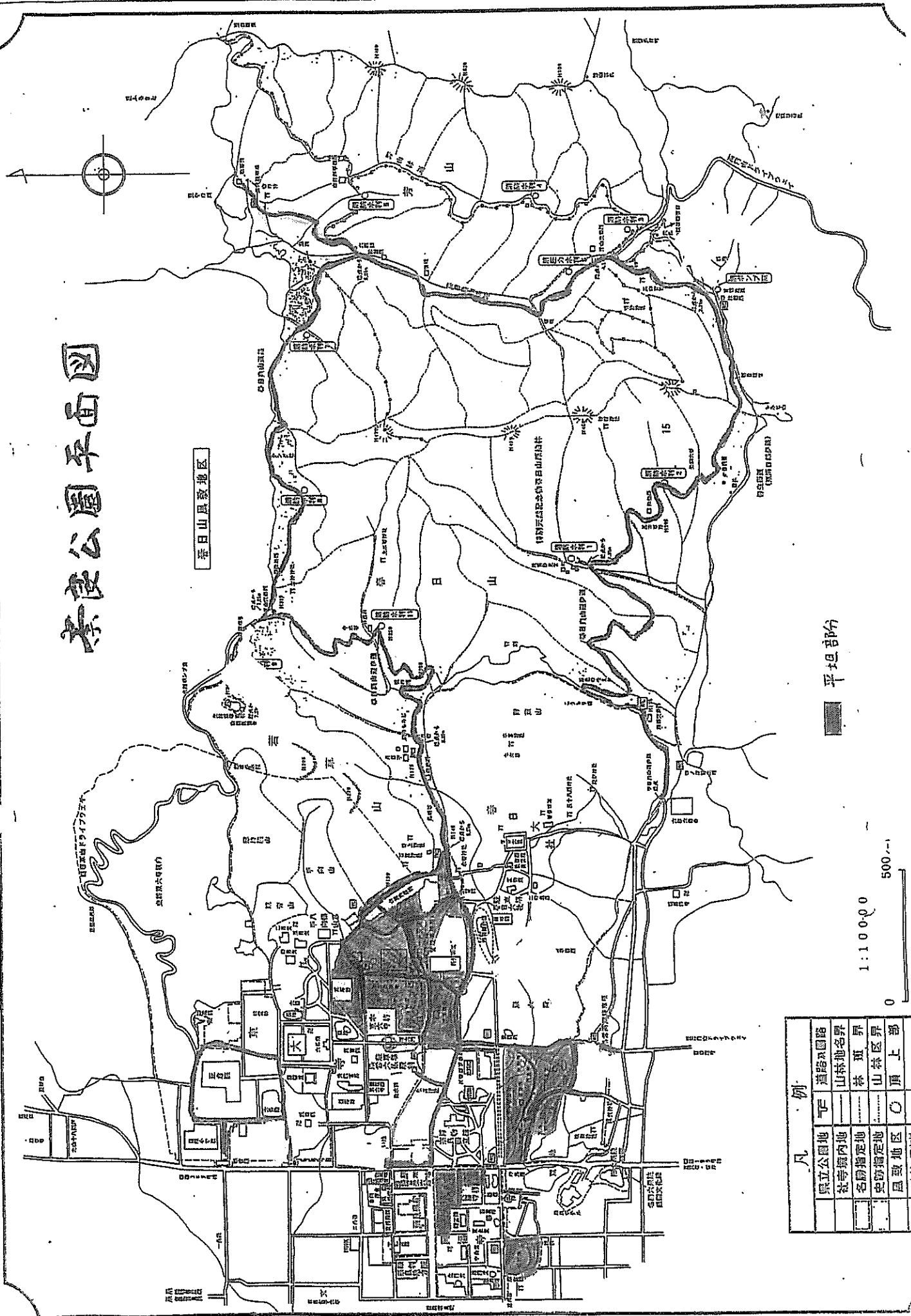




具行・山上 特定建設工事共同企業体

18P200-0003
A1 5/17/00
A2 5/17/00
A3 5/17/00
A4 5/17/00
A5 5/17/00
A6 5/17/00
A7 5/17/00
A8 5/17/00
A9 5/17/00
A10 5/17/00
A11 5/17/00
A12 5/17/00
A13 5/17/00
A14 5/17/00
A15 5/17/00
A16 5/17/00
A17 5/17/00
A18 5/17/00
A19 5/17/00
A20 5/17/00
A21 5/17/00
A22 5/17/00
A23 5/17/00
A24 5/17/00
A25 5/17/00
A26 5/17/00
A27 5/17/00
A28 5/17/00
A29 5/17/00
A30 5/17/00
A31 5/17/00
A32 5/17/00
A33 5/17/00
A34 5/17/00
A35 5/17/00
A36 5/17/00
A37 5/17/00
A38 5/17/00
A39 5/17/00
A40 5/17/00
A41 5/17/00
A42 5/17/00
A43 5/17/00
A44 5/17/00
A45 5/17/00
A46 5/17/00
A47 5/17/00
A48 5/17/00
A49 5/17/00
A50 5/17/00
A51 5/17/00
A52 5/17/00
A53 5/17/00
A54 5/17/00
A55 5/17/00
A56 5/17/00
A57 5/17/00
A58 5/17/00
A59 5/17/00
A60 5/17/00
A61 5/17/00
A62 5/17/00
A63 5/17/00
A64 5/17/00
A65 5/17/00
A66 5/17/00
A67 5/17/00
A68 5/17/00
A69 5/17/00
A70 5/17/00
A71 5/17/00
A72 5/17/00
A73 5/17/00
A74 5/17/00
A75 5/17/00
A76 5/17/00
A77 5/17/00
A78 5/17/00
A79 5/17/00
A80 5/17/00
A81 5/17/00
A82 5/17/00
A83 5/17/00
A84 5/17/00
A85 5/17/00
A86 5/17/00
A87 5/17/00
A88 5/17/00
A89 5/17/00
A90 5/17/00
A91 5/17/00
A92 5/17/00
A93 5/17/00
A94 5/17/00
A95 5/17/00
A96 5/17/00
A97 5/17/00
A98 5/17/00
A99 5/17/00
A100 5/17/00

茶良公園平面圖



茶良山風致地區

平坦部分

1:10000
0 500m

凡例

獨立公園地	干	道路及圖路
社寺境内地	—	山林地名界
名勝指定地	林班界
史跡指定地	山林区界
風致地區	○	頂上部
自然地形		

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

奈良公園事務所トイレ他清掃等業務 委託事業者募集要領

1. 目的

この要領は、「奈良公園事務所トイレ他清掃等業務」を委託する事業者を選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定める。

2. 一般事項

(1) 委託業務名

奈良公園事務所トイレ他清掃等業務

(2) 事業目的

奈良公園は明治13年に開設され、古代から受け継がれる自然景観と、歴史的・文化的な価値を有する文化財を内包しており、大正11年には名勝に指定され、平成10年には、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産一部となるなど、他に類を見ない公園である。

また、奈良公園には天然記念物「奈良のシカ」が多数生育し、市民や観光客と関わりが深く、観光地奈良のシンボルとでもいふべき存在となっている。

本件業務の実施にあたっては、このような奈良公園の持つ名勝地としての価値や「奈良のシカ」をはじめとする文化財に関する理解が求められ、さらには、観光客に対する配慮も必要である。

特に「奈良のシカ」においては、交通事故や、観光客との事故、ゴミの誤飲などの問題があり、奈良公園の清掃業務と密接な関わりがある。

本業務は、奈良公園において、トイレや園地・園路等の清掃、およびこれに関連する業務について、質の高いサービスの提供を行うものである。

(3) 委託内容

トイレや園地・園路等の清掃、およびこれに関連する業務。

詳細は、別紙仕様書を参照。

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 委託料上限額

3,030,442円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 企画提案書提出について

公募型により実施する。

参加者の企画力や具体的な事業実施に関する実行力等を「提案」を通して評価し、受託事業者を選定する。事業の実施にあたっては、発注者と協議の上、実施すること。

(7) 担当部署

〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町543

奈良県 県土マネジメント部 地域デザイン推進局
奈良公園事務所 管理課庶務管理係
TEL : 0742-22-0375 FAX : 0742-24-1706

3. 委託業務の内容

トイレや園地・園路等の清掃、およびこれに関連する業務。
詳細は、別紙仕様書を参照。

4. 提案者の資格

本件委託業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者であること。

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

(2) 過去5年間（平成29年2月1日～令和4年1月31日に履行完了していること）に同種の業務に係る受注実績（元請けに限る）を有していること。なお、同種の業務とは、名勝指定地内の施設における清掃業務をいう。

(3) 奈良県内に主たる事務所及び活動の拠点を置く団体であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

キ 本契約に係る下請契約等にあたって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して請負契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わない。

(注) 契約締結後、契約の相手方が(4)アからキのいずれかに該当すると認められるとき、または、下記の場合には契約を解除することがある。なお、この場合、契約の相手

方には損害賠償義務が生じる。

- ・ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

5. 参加方法

参加を希望される場合は、参加意向申出書及び提案書をそれぞれの指定期限までに提出すること。提出方法は、持参又は郵送によることとする。持参の場合は、事前に上記2.(7)に連絡のうえ、来所すること。郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法により、提出期限必着とする。

(1) 参加意向申出書等の提出

① 提出期間

令和4年3月4日（金）から3月14日（月）まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

② 提出場所

2. 一般事項（7）担当部署 に同じ。

③ 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 参加資格調書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

ただし、参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書を提出した者は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出しなければならない。

エ 提案書類一式

1) 提案書（様式4）

ただし、添付資料は様式自由、A4用紙片面6枚以内 5部

（文字は10.5ポイント以上とする。）

提案内容は次表「業務の提案事項」を踏まえて作成すること。なお、原本以外の提案書について、「参加団体名」は記載しないこと。

業務の提案事項	
1. 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的、仕様を理解し、業務を達成する上で有効な提案。 ・名勝奈良公園、天然記念物「奈良のシカ」の文化的価値を配慮した提案。
2. 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・委託期間内に各業務の内容を達成できる計画。 ・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールの計画。
3. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に合致し、充実かつ多様な人員体制。 ・緊急時に対応した人員体制。
4. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護やセキュリティー対策。
5. 評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝奈良公園に配慮した、特に提案する内容。 ・天然記念物「奈良のシカ」に配慮した、特に提案する内容。

提案にあたり留意する事項は次のとおり。

〈実施方針について〉

- ・業務目的及び仕様の内容をよく理解し、目的を達成するうえで有効な内容を提案すること。
- ・名勝奈良公園及び、天然記念物「奈良のシカ」の文化的価値を十分に把握し、業務の主旨に沿った内容を提案すること。

〈実施計画について〉

- ・実施計画は無理がなく妥当なスケジュールとし、且つ、実施期間内に各業務の内容を偏りなく実行できる内容を提案すること。

〈実施体制について〉

- ・実施体制が本業務に合致し、充実かつ多様な人員体制とすること。
責任者及びスタッフ名を明記し、各人の過去の業務実績、業務上の資格等を記載すること。
- ・スタッフの人数、配置計画が適正であること。
- ・病欠など当日の急な欠勤者が発生した時の対応について提案すること。

〈安全対策について〉

- ・個人情報保護やセキュリティー対策、又は防犯・事故防止への対策について提案すること。

〈評価テーマについて〉

- ・名勝奈良公園に配慮した、特に提案する内容。
- ・天然記念物「奈良のシカ」に配慮した、特に提案する内容。

2) 見積書（様式自由） 1部

費用は契約の参考とする。

3) 概要書 1部

会社名、所在地、代表者、設立年月日、主な業務内容等の記載された概要書（リーフレット等）を提出すること。

6. 提案書の取り扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は(2)のただし書きの場合、提案書等は無償

で使用する権利を持つものとする。

- (2) 提案書等は、本業務委託業者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託業者として特定を行うために必要な範囲において、又は、公開等の際に複製を作成することがある。

7. 資料の配布について

公告、募集要領、仕様書等を奈良公園事務所にて配布する他、奈良公園事務所ホームページにも掲載する。

8. 現場確認の実施

現場確認を希望する場合は、現場確認申込書（様式5）を記入し、事前連絡の上、FAXにて送付すること。（希望しない場合は申込書の送信は不要）

(1) 受付期間

令和4年3月4日（金）から3月8日（火）午後3時まで。ただし、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 実施日時等

現場確認希望者には、別途、現場確認実施日時を通知する。

9. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和4年3月4日（金）から3月8日（火）午後3時まで。ただし、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 質問方法

質問書（様式6）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAXにて送付すること。（電話連絡がなかったために、当方が受領を確認できなかった場合は、奈良公園事務所は一切の責任を負わない。）

(3) 提出場所

2. 一般事項 (7) 担当部署 に同じ

(4) 質問内容に対する回答

上記の受付期間内に受理した質問内容を全てまとめ、令和4年3月10日（木）午後4時まで（予定）に回答を奈良公園事務所ホームページに掲載する。

10. 企画提案書の特定方法及び結果の発表について

(1) 提案書の特定方法

県が設置したプロポーザル技術審査委員会が評価を行う。

(2) 提案書を特定するための審査基準

(1) の審査会は、提案事項に対し以下の視点をもって評価を行い、最も評価の高い一事業者を最優秀提案者として特定する。

提案事項	審査の視点	配点
実施方針	・業務の目的、仕様を理解し、業務を達成する上で有効な提案であるか。 ・名勝奈良公園、天然記念物「奈良のシカ」の文化的価値を配慮した提案であるか。	10点
実施計画	ア ・委託期間内に各業務の内容を偏りなく実行できる計画が提案されているか。	10点
	イ ・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールの計画が提案されているか。	10点
実施体制	ア ・本業務に合致し、充実かつ多様な人員体制とするなどの提案がされているか。 ・スタッフの人数、配置計画が適正であるか。	10点
	イ ・緊急時に対応した人員態勢となっているか。	10点
安全対策	ア ・個人情報保護について適切に提案がされているか。	10点
	イ ・防犯や事故防止への対策について適切に提案がされているか。	10点
評価テーマ	ア ・名勝奈良公園に配慮した提案がされているか。	10点
	イ ・天然記念物「奈良のシカ」に配慮した提案がされているか。	10点
業務実績及び信頼性	・業務実績が同種の実績として妥当であるか。 ・提案内容について、遂行能力に信頼性があるか。	10点
計		100点

(3) 審査結果について

審査結果は、全提案者に通知する。

10. (2)により特定された提案者に対して、県は特定通知書により通知するとともに、特定されなかった提案者に対して、非特定通知書により通知する。

(4) 非特定理由の説明申請

10. (2)の審査の結果、特定されなかった提案者は、その理由の説明を求められることができるものとする。説明を望む提案者は、非特定通知書の通知日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、県へ書面により提出しなければならない（必着）。

県は、この書面の提出があった場合は、非特定理由説明書により提案者に回答するものとする。

11. 契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき業務委託契約を締結する。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書の提出を要する。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととする。

12. 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3)最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4)最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6)この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7)この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者その相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な過失がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

14. 留意事項

(1)募集要領の承諾

参加申込者は、参加意向申出書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2)一括再委託の禁止について

特定された委託業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることは出来ない。

(3)提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。

なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しない。

(4)提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替、追加、及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

(5)提案書にかかる費用負担

提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、各参加者の負担とする。

(6)提案者の失格

参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

- ①4. 提案者の資格に定めた資格が備わっていないとき。
- ②複数の提案書を提出したとき。
- ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- ⑥その他不正な行為があったとき。

(7) 提案の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに「2 (7) 担当部署」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出をすること。

(8) 知的所有権の帰属

この委託業務の履行の過程で得られた資料、図表等の著作権その他の一切の知的所有権は県に属するものとする。

(9) 募集及び契約の中止について

この業務の募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、県は損害賠償義務を負わないものとする。

(10) 進捗状況の報告及び協議

委託業務の履行の際には、1ヶ月ごとに業務の進捗状況を奈良県へ報告し、業務上で県の判断が必要な場合は随時協議の上進めるものとする。

(11) その他

その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令並びに奈良県が制定する関係条例その他規則等に従うものとする。